

JOCジュニアオリンピックカップ大会  
財団法人地域活性化センター『スポーツ拠点づくり推進事業』  
**第34回全日本ジュニア障害馬術大会2010**  
主催： 社団法人 日本馬術連盟

1. 期日 平成22年8月5日(木) ～ 8日(日)
2. 後援 総務省  
文部科学省  
山梨県北杜市  
日本中央競馬会
3. 協賛 財団法人 日本オリンピック委員会
4. 会場 山梨県馬術競技場  
山梨県北杜市小淵沢町10060-3

5. 競技種目及び日程(競技日程は都合により変更することがある)

第1日目(8月5日)

フレンドシップ競技

- H110cmクラス  
H120cmクラス  
H130cmクラス

第2日目(8月6日)

第1競技 ヤングライダー障害飛越競技(中障害B)

基準表A 238条 2.1 (ジャンプオフは行わない)

H130cm以下 W150cm以内 分速375m 水濠350cm以内 13障害以下

第2競技 ジュニアライダー障害飛越競技(中障害C)

基準表A 238条 2.1 (ジャンプオフは行わない)

H120cm以下 W140cm以内 分速350m 13障害以下

第3競技 チルドレンライダー障害飛越競技(中障害D)

基準表A 238条 2.1 (ジャンプオフは行わない)

H110cm以下 W130cm以内 分速350m 13障害以下

第3日目(8月7日)

第4競技 ヤングライダー障害飛越競技(スピードアンドハンディネス中障害B)

基準表C 239条 263条

H125cm以下 W150cm以内 15障害以下

第5競技 ジュニアライダー障害飛越競技(スピードアンドハンディネス中障害C)

基準表C 239条 263条

H115cm以下 W140cm以内 15障害以下

第6競技 チルドレンライダー障害飛越競技(スピードアンドハンディネス中障害D)

基準表C 239条 263条

H105cm以下 W130cm以内 15障害以下

## 第4日目(8月8日)

### 第7競技 ヤングライダーカップ(中障害B)

基準表A 238条 2.1 (ジャンプオフは行わない)

H130cm以下 W150cm以内 分速375m 水濠350cm以内 13障害以下

### 第8競技 ジュニアライダーカップ(中障害C)

基準表A 238条 2.1 (ジャンプオフは行わない)

H120cm以下 W140cm以内 分速350m 13障害以下

### 第9競技 チルドレンライダーカップ(中障害D)

基準表A 238条 2.1 (ジャンプオフは行わない)

H110cm以下 W130cm以内 分速350m 13障害以下

### 第10競技 ヤングライダー障害飛越選手権

基準表A 238条 2.2

H135cm以下 W150cm以内 分速375m 水濠350cm以内 13障害以下

### 第11競技 ジュニアライダー障害飛越選手権

基準表A 238条 2.2

H125cm以下 W140cm以内 分速350m 13障害以下

### 第12競技 チルドレンライダー障害飛越選手権

基準表A 238条 2.2

H115cm以下 W130cm以内 分速350m 13障害以下

※ 第10競技、第11競技、第12競技の各ジャンプオフは、基準表Aで採点する。

### 【第7競技、第8競技、第9競技の出場について】

選手権競技に進出できなかった人馬(宣言外の馬匹を含む)が出場できる。選手権競技への出場権を獲得した人馬でも第7競技から第9競技の同クラスの競技に出場することができるが、選手権競技と重複して出場することはできない。

### 【選手権競技出場人馬決定方法】

- (1) 第10競技から第12競技の出場権については、標準とスピードアンドハンディネス競技における順位点の合計点の少ない**各上位60%**(第2日目の第1競技から第3競技の出場数に基づく)の人馬が出場できる。ただし、いずれかの競技で失権また棄権した人馬には順位点を与えず選手権競技の出場権はない。順位点は、第1位を1点とした各順位をその人馬の順位点として配点し、標準、スピードアンドハンディネス競技の点数を出場人馬ごとに合計する。順位点が高点の場合は、スピードアンドハンディネス競技の成績上位の人馬を上位とする。
- (2) 選手権競技に複数の馬で出場権を得た人馬は、選手権出場馬1頭を宣言しなければならない。宣言外の馬は選手権に出場できない。

## 6. 出場順序

- (1) 第1競技から第3競技の出場順序は、本大会実行委員会が抽選により決定する。
- (2) 第4競技から第6競技の出場順序は、第1競技、第2競技、第3競技の出場順序のリバースオーダーとする。
- (3) 第7競技から第9競技の出場順序は、順位点合計のリバースオーダーとする。
- (4) 第10競技から第12競技の出場順序は、順位点合計のリバースオーダーとする。

## 7. 参加資格

- (1) 日本馬術連盟の個人会員で、申し込み時において日本馬術連盟騎乗者資格B級以上の取得者であること。
- (2) 馬匹は、申し込みの時において日本馬術連盟の登録馬であること。  
平成21年7月6日から平成22年7月4日までに開催された公認競技会(前年の全日本ジュニア障害馬術大会は除く)の認定種目において、本大会に出場するクラスと同レベル以上の標準種目で異なる2大会において3回以上の完走実績がある同一人馬であること。
- (3) 日本馬術連盟に登録のない団体は、所属の名称として使用できない。
- (4) ヤングライダーに参加できる選手は、満16才に達する暦年の初めから満22才に達した年の終わりまでとする。  
(1988年1月1日生まれから1994年12月31日生まれの者)
- (5) ジュニアライダーに参加できる選手は、満14才に達する暦年の初めから満18才に達した年の終わりまでとする。  
(1992年1月1日生まれから1996年12月31日生まれの者)

- (6) チルドレンライダーに参加できる選手は、満 10 才に達する暦年の初めから満 16 才に達した年の終わりまでとする。  
(1994 年 1 月 1 日生まれから 2000 年 12 月 31 日生まれの者)
- (7) 申し込み出場クラス(チルドレン・ジュニア・ヤング)は大会期間を通じて変更はできない。

## 8. 参加条件

- (1) 全参加頭数は、約260頭とする。
- (2) 選手はクラスを重複して出場できない。1 選手 3 頭以内とする。ただし、申し込み頭数が 260 頭を越える場合は、制限することがある。
- (3) 第 1 競技と第 4 競技、第 2 競技と第 5 競技、第 3 競技と第 6 競技は、各々同一の選手が出場すること。
- (4) 馬匹はクラスを重複して出場できない。

## 9. 競技会規程

国際馬術連盟障害馬術競技会規程第 23 版、一般規程第 23 版、獣医規程第 12 版ならびに日本馬術連盟競技会規程第 22 版、日本馬術連盟獣医規程、獣医規程実施規則による。

## 10. 選手の服装及び馬装

- (1) 服装は、日本馬術連盟競技会規程第22版による。特に、いかなる場合でも騎乗する際は、必ず固定式顎紐付き乗馬用防護帽を正常に着用すること。乗馬用防護帽を着用しない場合は出場を認めない。(選手以外の者が騎乗する場合も同様とする)
- (2) 馬装は、国際馬術連盟障害馬術競技会規程第257条による。

## 11. フレンドシップ競技について

- (1) この競技への出場は義務付けない。
- (2) 選手は、本競技出場選手以外の指導者も出場出来るが、本要項7.(1)を満たしていること。
- (3) エントリーは参加申込にあわせて行う。なお、競技進行の状況により変更追加を認める場合がある。
- (4) 服装は、正装でなくてもよいが見苦しくない服装で、長靴及び定められた防護帽は必ず装着のこと。
- (5) 出場順は前日までに日本馬術連盟ウェブサイトにて発表する。

## 12. 参加料及び登録料

- (1) 選手参加料 1人馬2種目分 36,000円(ライダーカップと選手権競技の参加料は徴収しない)

※ 参加料の内、1種目あたり2,000円をオリンピック協賛金とする。

- (2) 馬匹参加料 1頭 10,000円

- (3) フレンドシップ参加料 1鞍 8,000円

- (4) 参加料の納入は、**銀行振込のみ**とする(振込み以外は受け付けない)。

- (5) 振込先 三井住友銀行

日本橋東支店

普通口座

口座番号 7473294 (名義)障害馬術本部実行委員会

※ 一度納入した参加料等は競技に出場しない場合でも返却しない。ただし、主催者側の都合により競技を取りやめた場合は、この限りではない。

## 13. 申し込み方法及び期限

- (1) 参加申込は、平成 22 年 6 月 21 日(月)より郵送で受け付けし、平成 22 年 7 月 9 日(金)到着分までとする。

- (2) 申し込みにあたっては、次の書類すべてを同封し手続きする。

- ① 参加申込書
- ② 参加選手資料表
- ③ 参加馬資料表
- ④ フレンドシップ参加申込書
- ⑤ 誓約書
- ⑥ 振込を証明する書類(コピー可)
- ⑦ 振込額計算書/提出書類確認表

- (3) 送付先 〒104-0033  
東京都中央区新川 2-6-16 馬事畜産会館 6F  
日本馬術連盟内 全日本ジュニア障害馬術大会実行委員会
- (4) 申込書類の不足や不備等がある場合は、出場を認めない場合がある。

#### 14. 宿泊

- (1) 事前の申し込みがあった場合のみ、1団体につき1名(男子に限る)の馬取扱人の宿舎を実行委員会が手配する(宿泊費1泊税込み¥1,575・自己負担)。ただし、寝具は各自用意すること。
- (2) 前記(1)以外の宿泊については各自で手配すること。
- (3) 厩舎での宿泊及び会場内または周辺での幕舎宿営、自炊、火気の使用は認めない。

#### 15. 参加馬の入厩及び退厩

- (1) 馬の入厩期間は、平成 22 年 8 月 4 日(水)より 8 日(日)までとする。
- (2) 入厩時間は午前 8 時 30 分から午後 4 時までとする。時間外となる場合は、大会実行委員会まで事前に報告すること。
- (3) 競技開催中は、馬運車の移動はできない。
- (4) 入厩は、大会実行委員会の指示に従って馬運車の移動を行い、会場に到着後、速やかに馬の登録証及び健康手帳を大会本部に提出すること。

#### 16. 馬糧・敷料

- (1) 馬糧は、各自が持参し退厩の際は全て持ち帰ること。
- (2) 敷料は、木材チップのみとし、実行委員会が手配する。

#### 17. 馬の防疫(平成 22 年 6 月 23 日 改訂)

- (1) 下記の事項が記載された馬の健康手帳を携行すること。
- ①入厩日の前年1月1日以降の馬伝染性貧血症検査の陰性証明。
- ②馬インフルエンザの予防接種を以下の要領で実施し、その接種証明。
- ・基礎接種として初回ワクチン接種を実施してから 21 日以上・2 ヶ月以内に 2 回目のワクチン接種を行い、その後、7 ヶ月以内に最初の補強接種を行い、それ以降は1年以内に継続的に補強接種を受けていなければならない。
  - ・競技場へ入厩する 6 ヶ月 + 21 日以内に補強接種(または基礎接種の 2 回目)を受けていなければならない。
  - ・2008 年 3 月 31 日以前に基礎接種を完了している馬については、基礎接種の後の最初の補強接種は1年以内であれば可とする。
- ③日本脳炎予防接種を以下の要領で実施し、その接種証明。
- ・当年 5 月 1 日以降に、2 週間から 2 ヶ月の間隔で 2 回実施していること。
- (2) 馬インフルエンザが疑われる馬匹は入厩できない。出発前 1 週間の臨床症状をよく観察し、馬インフルエンザを疑う症状がある場合は、獣医師に検査を依頼すること。
- (3) 馬輸送用馬運車は、積み込み前にその内部をパコマまたは逆性石鹼で消毒すること。
- (4) 入厩予定日において、輸入検疫後の着地検査中(3 ヶ月)の馬匹は出場できない。
- (5) 上記が守れない場合や、申込書類に不備がある場合、入厩を認めない。

#### 18. ドーピング検査

- (1) 参加人馬に対してドーピング検査を行う予定であるため、十分に注意すること。
- (2) 厩舎管理については、馬管理者或いは選手に責任が及ぶ。
- (3) 大会期間中は獣医師団等による厩舎地区の巡回を随時行う。不正行為が発見された場合は、その所属団体の荷物検査、馬のドーピング検査を行う。

#### 19. 打ち合わせ会

- (1) 平成 22 年 8 月 5 日(木)午後 3 時 30 分から山梨県馬事振興センター内ガレージにて行う。
- (2) 所属団体の代表者(1団体1名)は、必ず出席すること(代理出席を認める)。
- (3) 打ち合わせ会で承認あるいは確認された事項を優先する。

## 20. 表彰式

- (1) 表彰式の日程は、打ち合わせ会もしくは会場の掲示等で連絡する。
- (2) 表彰式には正装で参加し、正当な理由なく表彰式に参加しない者は入賞の資格を失う。

## 21. 褒賞

- (1) 第1競技から第6競技までは、出場頭数の1/4までを入賞とし、入賞者にはリボン、優勝者にはカップを贈る。
- (2) 第7競技から第9競技までは、6位までを入賞とし、1位から3位までの選手に賞状・カップを贈る。また、入賞者に馬リボンを贈る。
- (3) 第10競技から第12競技(選手権競技)までは、10位までを入賞とし、1位から3位までの選手に賞状・メダル・賞杯・厩舎掛けを贈る。また、入賞者に馬リボンを贈る。
- (4) 各選手権競技の優勝者の賞典は下記による。

・ヤングライダー障害飛越選手権	日本馬術連盟会長賞(チャレンジ) JOCカップ(チャレンジ) JOCジュニアオリンピックカップ 文部科学大臣賞(賞状) 北杜市長賞(賞状・トロフィー) 日本中央競馬会賞(賞状・トロフィー)
・ジュニアライダー障害飛越選手権	日本馬術連盟会長賞 文部科学大臣賞(賞状) 北杜市長賞(賞状・トロフィー) 日本中央競馬会賞(賞状・トロフィー)
・チルドレンライダー障害飛越選手権	日本馬術連盟会長賞 文部科学大臣賞(賞状) 北杜市長賞(賞状・トロフィー) 日本中央競馬会賞(賞状・トロフィー)

- (5) 各選手権競技において、1位から3位までの人馬には、以下の通り本年度の全日本大会への出場権が与えられる。
  - ・ヤングライダー障害飛越選手権 全日本障害馬術大会 2010Part I 中障害 A or B (重複できない)
  - ・ジュニアライダー障害飛越選手権 全日本障害馬術大会 2010Part II 中障害 C
  - ・チルドレンライダー障害飛越選手権 全日本障害馬術大会 2010Part II 中障害 D

※ 全日本 Part I / II では、グレードを重複して出場することはできない。

※ 馬のグレード登録は、出場する各全日本クラスのグレードに変更しなくてもよい。(注意: 全日本パートIIのポイント集計締め切り日からパートIポイント集計締め切り日までグレード変更禁止になっています。)

- (6) 飼育奨励金は下記の通りとし、支払いは銀行振り込みとする。なお、受賞者は、表彰式終了後に振込先通知書類を大会本部宛に提出すること。

	1位	2位	3位	4位	5位	6位	計
第10競技	150,000	100,000	50,000	30,000	20,000	10,000	360,000
第11競技	100,000	70,000	35,000	20,000	10,000	7,000	242,000
第12競技	100,000	70,000	35,000	20,000	10,000	7,000	242,000
飼育奨励金 総額							844,000

## 22. 海外強化合宿(JRA 助成事業)

- (1) ヤングライダー及びジュニアライダーの各選手権競技入賞者のそれぞれ上位3名を、海外で行う強化合宿への派遣を予定している。
- (2) 本大会終了後、対象者への参加意志確認を行い、派遣選手6名を決定する(個人負担有り)。
- (3) 上位者に辞退者がでた場合は、順次繰り上げる場合がある。
- (4) 期間は8月下旬から9月上旬を予定し、貸与馬によるトレーニング等を行う予定。
- (5) 参加希望者は事前にパスポートを取得しておくこと。

## 23. その他

- (1) 資格を誤って申し込んだ場合は出場を認めない。また、競技期間中に発見された場合は失格とし、以後実施される競技には出場できない。
- (2) 参加選手は、会員証、乗馬登録証、馬の健康手帳及び健康保険証(またはそれに代わるもの)を持参すること。
- (3) 選手は何らかの傷害保険に加入していること。
- (4) 打ち合わせ会での選手の変更は、参加選手の中で人馬の組合せの有資格選手の変更のみ認める。
- (5) 事故のないように十分注意すること。万一の場合、応急処置は講ずるが大会実行委員会及び主催者はその責を負わない。
- (6) 一般観覧者に対して事故のないよう十分注意すること。
- (7) 競技場周辺或いは練習馬場等において事故のないよう細心の注意を払うこと。
- (8) 厩舎地区及びその周辺地区は各参加団体の自主管理とし、貴重品の管理には十分注意すること。
- (9) 厩舎地区及びその周辺は火気厳禁とする。
- (10) 清掃は各団体で協力して行い、ゴミは各団体ですべて持ち帰ること。
- (11) 競技会場が定める遵守事項および打ち合わせ会における注意事項を厳守すること。
- (12) 一般車及び馬運車の駐車は、大会実行委員会の指示に従うこと。
- (13) 大会実行委員会からの注意勧告に対して、改善の見られない団体に対しては失格とする場合がある。
- (14) 申込書類の誓約書に、血液型及び薬物アレルギーの有無を記載すること。
- (15) 選手及び関係者はメディカルカードを常に携行すること。
- (16) 本大会の全種目とも、全日本障害馬術大会のランキングポイントの対象種目としない。
- (17) 日本馬術連盟ウェブサイトに掲載の案内に注意すること。